

旭川市農業委員会の委員候補者募集要項

現在の旭川市農業委員会委員の任期が令和8年7月29日に満了するため、次のとおり旭川市農業委員会の委員候補者（以下「候補者」という。）を募集します。

1 募集人数

27人

2 任期

令和8年7月30日から令和11年7月29日までの3年間

3 身分

旭川市特別職の非常勤職員

4 委員報酬

月額46,000円

5 主な業務内容

- (1) 農地の権利移動の許可や転用に係る審査業務
- (2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、目標地図の素案作り）に係る業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

6 募集の方法

- (1) 農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者（団体を含む。）3者以上による推薦
- (2) 応募

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8 推薦及び応募の方法

所定の様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、下記申込先へ提出してください。

(1) 提出書類

- ア 農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者（団体を含む。）3者以上による推薦の場合
　　様式第1号「旭川市農業委員会委員申込書」
　　様式第2号「旭川市農業委員会委員推薦書」
　　被推薦者又は応募者の住民票（発行後3か月以内のもの）の写し
　　被推薦者が認定農業者である場合、それを証明する書類の写し

イ 応募の場合

　　様式第1号「旭川市農業委員会委員申込書」

被推薦者又は応募者の住民票（発行後3か月以内のもの）の写し
応募者が認定農業者である場合、それを証明する書類の写し

(2) 募集期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月23日（月）まで【期限内必着】

ただし、期間内に募集人数に満たない場合は、期間を延長することがあります。

※持参される場合は、平日の午前8時45分から午後5時15分までにお越しください。

9 提出先

旭川市農業委員会事務局

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 旭川市第二庁舎5階

10 情報の公開

募集期間の中間及び終了後に、旭川市ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (2) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (3) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (4) 推薦をする者（法人、団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件等
- (5) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (6) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (7) 推薦又は応募の理由

11 選任方法

旭川市農業委員会委員候補者評価委員会が、提出された書類を基に、推薦を受けた者及び応募した者の評価を行い、旭川市長に評価結果を報告します。

旭川市長は、同委員会の評価を参考に候補者を決定し、旭川市議会の同意を得た上で、農業委員を任命します。

（問合せ先）

旭川市農業委員会事務局

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

電話 (0166)25-6729